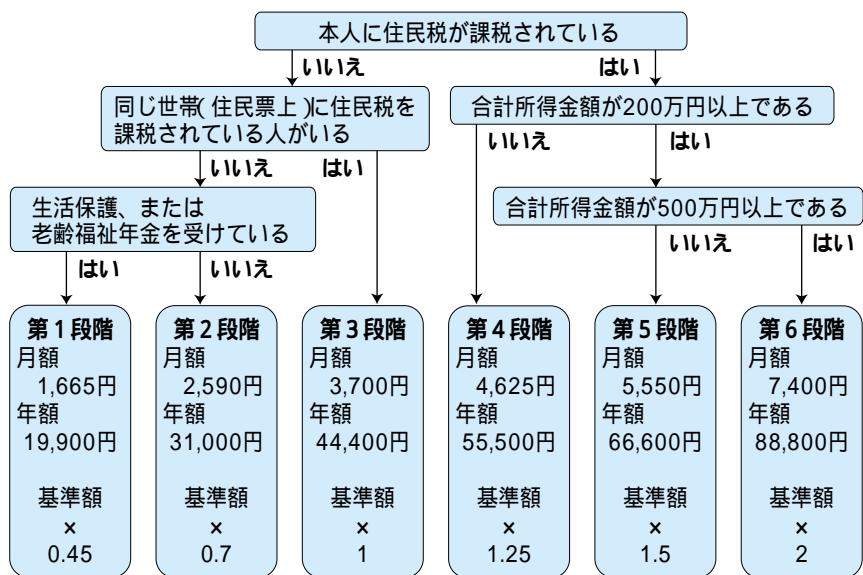


表1 介護保険給付費の負担割合
(利用者負担の1割を除く)
65歳以上の方(第一号被保険者)の介護保険料額について
保険料は今年の住民税課税状況について

7月1日に65歳以上の方(第一号被保険者)へ平成16年度介護保険料の通知書をお送りします。
介護保険では、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方(第一号被保険者)と40歳~64歳までの方(第二号被保険者)に納めていただく保険料と国・都・市からの公費(税金)で賄っています。保険料が、あなたの介護を支えています("表1")。みんなに支払っていただきたい保険料が、あなたの介護を支えていきます。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

図1 介護保険料は所得に応じてきます。 あなたの介護保険料は?

月額基準額: 3,700円



料について
**40歳から64歳までの方
(第二号被保険者)の保険**

介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)として徴収されます。保険料額や計算方法は加入している医療保険により異なります。詳細については、現在加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

・生活が著しく困窮している場合
・生活が著しく困窮している場合
等(介護保険料段階が第1段階以下など、各種要件をすべて満たしていることが必要です)

・介護保険では、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方(第一号被保険者)へ平成16年度介護保険料の通知書をお送りします。
・年金からの天引きによる納付の方(特別徴収)
4月1日現在65歳以上で老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方が対象になります。
・平成15年度の保険料が特別徴収されている方(平成15年10月から特別徴収されている方も含む)は、今年度も引き続き年金からの天引きとなります。

介護保険料 納入通知書を送付します

問 高齢者福祉課 ☎ 721・3110

介護保険料の納め方

- ・年金からの天引きによる納付の方(特別徴収)
- 4月1日現在65歳以上で老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方が対象になります。

- ・障害年金、遺族年金、老齢福祉年金だけを受給している方は年金からの天引きの対象にはなりません。
- ・老齢・退職(基礎)年金受給者は必ず「現況届」を提出期限までに提出して下さい。遅れると特別徴収に該当する方も普通徴収になりますのでご注意下さい。

- ・年金からの天引きによる納付の方(普通徴収)
- 10月からは年金からの天引きとなりますが、10月以降は納付書の支払いはありません。
- ・障害年金、遺族年金、老齢福祉年金だけを受給している方は年金からの天引きの対象にはなりません。
- ・老齢・退職(基礎)年金受給者は必ず「現況届」を提出期限までに提出して下さい。遅れると特別徴収に該当する方も普通徴収になりますのでご注意下さい。

より本徴収額が大幅に少くなりません。障害年金、遺族年金、老齢福祉年金だけを受給している方は年金からの天引きの対象にはなりません。老齢・退職(基礎)年金受給者は必ず「現況届」を提出期限までに提出して下さい。遅れると特別徴収に該当する方も普通徴収になりますのでご注意下さい。

国民健康保険税 納税通知書を送付します

納税通知書を送付します

申込用紙は、市内の金融機関または郵便局あります。被保険者印をお持ちになり、「町田市税口座証または納税通知書・通帳・通帳申込書」に記入し、お申し込んでください。

10月6日に平成16年度の国民健康保険の納税通知書を世帯主の方へお送りします。

市では地方税法の定めにより賦課を行っており、国民健康保険税は、医療保険分と40歳以上65歳未満の方の介護保険分の合算が月割りで課税されます。国民健康保険税のうち、医療分は医療費に充てられ、介護分は、介護納付金として国に支払われます。

7月6日に平成16年度の国民健康保険の納税通知書を世帯主の方へお送りします。

申込用紙は、市内の金融機関または郵便局あります。被保険者印をお持ちになり、「町田市税口座証または納税通知書・通帳・通帳申込書」に記入し、お申し込んでください。

10月6日に平成16年度の国民健康保険の納税通知書を世帯主の方へお送りします。

市では地方税法の定めにより賦課を行っており、国民健康保険税は、医療保険分と40歳以上65歳未満の方の介護保険分の合算が月割りで課税されます。国民健康保険税のうち、医療分は医療費に